

物品の管理について

はじめに

消防局では、市民が安心して暮らせる「災害のない安全なまち」「災害に強いまち」をめざすため、様々な車両や資器材などを活用して職務にあたっています。これらの物品は地方公共団体の財産であり、地方自治法をはじめとする法令により取扱いが定められており、その管理・保管・使用について適正に行われなければなりません。

2 物品の分類

物品については、大阪府会計規則第82条により次の区分に分類されます。

(1) 備品

○ 品質及び形状を変えることなく、1年を越える使用に耐え、かつ、購入

予定価格が5万円以上のもの。
○ 購入予定価格が5千円以上の図書（雑誌、定期刊行物を除く）

(2) 消耗品

○ 1回または概ね1年程度の短期間の使用でその品質又は形状に変化をきたすか、全部若しくは一部を消耗してしまうもの、または購入予定価格が5万円未満のもの。
○ 雑誌、定期刊行物および購入予定価格が5千円未満の図書。

(3) 材料

○ 工事又は作業の用に供せられ、建造物、製作品、加工品等の実体となるもの。

3 当局の備品所有状況

物品のうち、備品についてはその事務取扱いについて詳細に定められており、備品は大きく12種類に分類され、消防局では家具調度類、事務用機器類、

船車類、体育用具・楽器音響器具類、工業機器類、医療機器類、理化学機器類、防災機器類の8種類を所有しています。

備品のうち取得価格が100万円以上のものは重要備品として位置づけられ、その数は約1,900点あまり、取得価格の総額は200億円に近い金額になっており、当局は高額の備品を多数所有しています。

重要備品の所有数のうち、警防資器材等が該当する防災機器類が59%、消防車・消防艇(20t未満のみ)が該当する船車類が25%、救急資器材等が該当する医療機器類が12%で、この3分類が全体の96%を占めることとなります。なお、総トン数20t以上の消防艇やヘリコプターは備品ではなく、公有財産(動産)に該当します。

4 物品の会計事務における権限

(1) 執行機関

物品を取得・管理・処分する権限は地方自治法149条第6号により市長に属するものとされており、本市においては各局に専決権の付与がなされています。(表1)

(2) 会計機関

物品を出納・保管する権限は地方

消防局の重要備品数

